

損害賠償請求事件について

1 訴訟の概要

- (1) 出訴日 令和2年7月10日
(2) 当事者 原告：個人 被告：港区
(3) 請求の趣旨 平成29年10月26日、原告が港区立特別養護老人ホーム港南の郷（以下「施設」といいます。）での入浴の際に、浴場脱衣所で転倒し、負傷した事故（以下「本件事故」といいます。）について、被告が原告の生命及び身体に危険がないよう配慮すべき義務を怠ったことにより損害が生じたとして、損害賠償及び仮執行宣言を求める。

2 訴訟に至る経緯

本件事故の解決に向けて、原告と施設を管理運営する社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会（以下「指定管理者」といいます。）が和解に係る協議を行ってきましたが、和解には至りませんでした。

3 訴訟上の争点

原告の主張	被告の主張
被告は、浴場脱衣所の床上に落ちた水滴を放置した。	浴場脱衣所の床上に落ちた水滴を放置したという事実は確認されていない。
原告が転倒した際、体勢を崩した原告を介助者が支えるべきだったが、これを怠り、本件事故を招いた。	原告は日常生活において歩行が安定しており、歩行の介助が必要であったわけではない。介助者は、重度の認知症である原告の予期せぬ行動を制御するために誘導していただけであるから、本件事故の予見可能性及び注意義務違反は認められない。

4 訴訟の状況

令和3年10月5日、東京地方裁判所裁判官から和解勧告があり、区としては、事件の早期解決のため、当該和解勧告を受け入れることとしました。

5 事故の再発防止

指定管理者は、施設内のリスクマネジメント部会で本件事故を検証し、浴場脱衣所内での転倒を防止するため、床拭きの手順を見直し、業務マニュアルを改善しました。

また、区は、各高齢者支援施設へのモニタリングにより当該施設の点検状況等を定期的に把握するとともに、当該施設の施設長に対し、施設、設備等の保守及び安全点検の適切な実施、ヒヤリハット事例の共有及び検証による業務マニュアルの見直しなど、利用者の安全の確保及び事故発生の未然防止を徹底し、安全安心な施設運営を行うように指導しました。